

○民有林のうち森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる目的を達成するための保安林、国有保安林、保安施設地区

保安林（保安施設地区）内の立木の伐採及び立竹の伐採等の許可に係る審査基準

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」抜粋
平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官通知
最終改正 令和 7 年 3 月 18 日付け 6 林整治第 1970 号

第 4 立木伐採許可及び届出

立木伐採許可については、次によるものとする。

1 皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢

令別表第 2 第 2 号（一）イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が 2 以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 : 各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c : 各樹種の期待占有面積歩合

2 許可申請の適否の判定

(1) 令別表第 2 第 1 号（一）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は 10 メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05 ヘクタール未満であるもの

(2) 令別表第 2 第 1 号（二）イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度ではなく、その森林の区域内においてどの部分に 20 メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とする。

(3) 令別表第 2 第 2 号（一）ロの 1 箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が 20 メートル未満に接近している部分が 20 メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が 20 メートル未満であり、その部分の長さが 20 メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が 20 メートル未満であるもの及びその幅が 20 メートル以上の部分があってもその部分の長さが 20 メートル未満であるものにつ

いては、令別表第2第2号（一）ロの規定は適用されないものとする。

- (4) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。
- (5) 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均生長量の率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。
- (6) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。
- (8) 許可に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときに限り許可するものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さない場合は、この限りでない。

3 許可申請の処理

- (1) 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。

ア 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線状に伐採する場合又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにしたときとする。

イ 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。

ウ 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

- (2) 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (3) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の

通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。

- (4) 立木の伐採について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

4 許可の条件

法第 34 条第 6 項の規定に基づき立木伐採許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、2 の(8)のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

5 縮減

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2 月 1 日の公表に係るものを除く。）について、令第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により縮減するに当たり、令第 4 条の 2 第 4 項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第 4 条の 3 第 1 項第 1 号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第 4 条の 3 第 1 項第 4 号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。
 - ア 当該箇所に係る申請が 1 である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
 - イ 当該箇所に係る申請が 2 以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

6 届出の処理

- (1) 法第 34 条第 8 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- (3) 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材

積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

7 立木伐採許可を要しない場合

- (1) 規則第 60 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- (2) 法第 34 条第 9 項及び規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

第 5 作業許可及び届出

作業許可については、次によるものとする。

1 土地の形質を変更する行為

法第 34 条第 2 項の「土砂若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

2 許可申請の適否の判定

- (1) 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条又は第 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過した後（意見書の提出があったときは、これについて法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表 6 に掲げる場合は、この限りでない。

ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学的性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木

の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡張、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

- (2) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき立木伐採許可を要するときに当該許可がなされていないときは、許可しないものとする。

3 許可申請の処理

- (1) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- (3) 許可申請に係る立木の伐採その他の行為について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するものとする。

4 許可の条件

法第34条第6項の規定に基づき作業許可について付する条件は、次によるものとする。

- (1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 別表6に掲げる行為

- (ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- (イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表6の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使

用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表 6 の 3 及び 4 にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。
- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。
なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

5 届出の処理

法第 34 条第 9 項の届出があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

6 作業許可を要しない場合

規則第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

第 9 保安施設地区

2 保安施設地区における制限

法第 44 条において準用する第 34 条の規定に基づく保安施設地区における制限については、第 4 及び第 5 を準用するものとする。

別表6 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行 為 の 目 的 、 態 様 、 規 模 等
1 森林の 施業及び 管理に必 要な施設	(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合
2 森林の 保健機能 の増進に 資する施 設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集团的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であつて、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集团的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。 (2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。 ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地。 (3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5

	メートル未満であること。 (7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。 (8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。
3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設	(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合 (2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	(1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等） ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

- 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱

うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

- 2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

- 3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

- 4 切土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5 メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5 メートルを 2 割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

- 5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に 2 年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を 5 年まで延長することを可能とする。

- 6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が 20 メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。